

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連結事業
年度等

・
・

法人名

()

別表六の二(二)付表 平二十六・十・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六の二(二)「21」)		1	円	区 分		国外所得対応分			
						①	②のうち非課税所得分		
					15	円	円		
当期の連結控除限度個別帰属額の計算	当期の連結控除限度額 (別表六の二(二)「11」)	2		当期の個別帰属額の計算	国外の当期利益又は当期欠損の額	15			
	当期の個別帰属額	個別国外所得の金額 (45) (マイナスの場合は0)	3			納付した個別控除対象外国法人税額 (別表六の二(二)「7」)	16		
		連結国外所得の金額 (別表六の二(二)「8」)	4			交際費等の損金不算入額の個別帰属額	17		
		連結国外所得金額 (別表六の二(二)「10」)	5			貸倒引当金の戻入額	18		
		$(5) \times \frac{(3)}{(4)}$	6				19		
		個別国外所得金額 (3)と(6)のうち少ない金額)	7				20		
							21		
							22		
	各連結法人の個別国外所得金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	各連結法人の個別国外所得金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	8				23		
		連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(7)}{(8)}$	9				24		
							25		
	当期に控除できる金額の計算	法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(9)のうち少ない金額)	10				26		
		法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	11				27		
		法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	12				28		
計 (10)+(11)+(12)		13			29				
個別帰属額 (13)	個別帰属額 (13)	14			小 計				
					30				
				所得減の金額の計算	貸倒引当金の繰入額	30			
						31			
						32			
						33			
						34			
						35			
						36			
						37			
						38			
						39			
					40				
					41				
					小 計				
					仮 計 (15)+(29)-(42)	43			
					非課税国外所得の控除額 (43の②)× $\frac{5}{6}$ 又は(43の②)	44			
					個別国外所得の金額 (43)-(44)	45			

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

個別控除対象外国法人税額の計算	当期の個別控除対象外国法人税額 (1)		円	円	個別帰属額の控除限度計算	地方法人税控除限度額 (別表六の二(二)「44」)	
	46	47				49	50
連結控除限度個別帰属額 (9)		外			地方人税の控除限度個別帰属額 $(49) \times \frac{(7)}{(8)}$	50	
差引個別控除対象外国法人税額 (46)-(47)+(47の外書))	48				控 除 で き る 金 額 (48)と(50)のうち少ない金額)	51	